

発福保第 1277 号

平成 27 年 1 月 22 日

鳥取市国民健康保険運営協議会

会 長 岡 崎 誠 様

鳥取市長 深 澤 義 彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしております。

一方、経済・社会情勢の変化にともなって被保険者の構成や財政構造が大きく変容し、高齢化や医療技術の高度化による医療費の増嵩、失業者や低所得者の増加による保険料収入の低下など、その財政基盤は極めて脆弱なものとなっております。

このような状況において、本市は、国民健康保険の保険者として、被保険者の負担の軽減及び健康の保持増進を図るとともに、安定かつ持続的な運営により一層の努力を行うことが求められております。

国の社会保障制度改革にあたり、その動向を見据えた本市の今後の国民健康保険事業の運営のあり方について、貴協議会の意見を求めます。

## 諮問の趣旨

### 1. 国の状況

国の平成27年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、国民健康保険料の医療分保険料に係る賦課限度額を52万円（現行：51万円）に、後期高齢者支援分保険料に係る賦課限度額を17万円（現行：16万円）に、介護納付金分保険料に係る賦課限度額を16万円（現行：14万円）に引き上げる政令改正が予定されている。

また、社会保障と税の一体改革において、国は国保制度の財政基盤の安定化のため、平成27年度に財政支援の拡充を行うこととしている。

### 2. 本市の現状

平成27年度の国保会計は、歳入歳出の両面から会計の安定化への最大限の努力を尽くすことにより、現行の保険料率であっても収支不足は生じないものと考えられる。

国が予定している基準どおりの賦課限度額の改正及び財政支援拡充によって新たに生じる財源を用い、被保険者の負担に配慮した保険料の見直しを行うことを前提として試算を行った結果をもとに、以下のとおり諮問する。

### 3. 諮問事項

#### （1）賦課限度額を国の基準どおりに引き上げることについて

【改正案】 賦課限度額を国の改正基準に合わせて以下のとおりとする。

- ・ 医療分 52万円（現行51万円）
- ・ 後期高齢者支援分 17万円（現行16万円）
- ・ 介護納付金分 16万円（現行14万円）

#### （2）国保料率の引き下げを行うことについて

【改正案】 保険料率を以下のとおり改める。

		改正後	現行
医療分	所得割	7.2%	7.9%
	資産割	16.4%	16.8%
	均等割	23,000円	23,800円
	平等割	26,000円	27,200円
介護分	所得割	現行どおり	2.2%
	資産割		4.4%
	均等割		9,000円
	平等割		6,200円
支援分	所得割	現行どおり	2.6%
	資産割		4.4%
	均等割		8,500円
	平等割		6,500円